

厚生共済保障約款

令和6年度



東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合

昭和56年9月16日 承認 (81東陸自1旅2第6080号)
昭和59年3月8日 変更承認 (84東陸自1旅2第547号)
平成元年6月15日 変更承認 (関自旅2第3922号)
平成3年7月12日 変更承認 (関自旅2第4849号)
平成5年6月22日 変更承認 (関自旅2第5411号)
平成6年6月9日 変更承認 (関自旅2第4540号)
平成11年6月10日 変更承認 (関自旅2第2939号)
平成19年9月19日 変更承認 (関自旅2第765号)
令和3年12月3日 理事会の議決により変更承認 (軽微事項)

厚生共済保障約款

第1章 総 則

(契約の締結)

第1条 東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合（以下「組合」という。）の行う共済事業の厚生共済保障契約（以下「共済契約」という。）の締結は、この約款の定めるところによる。

第2章 共済責任条項

(共済金額)

第2条 本組合は、別表「共済金額表」の区分により共済する。

(業務上の認定)

第3条 業務上死亡、業務上後遺障害の認定は、労働者災害補償保険法を所管する行政庁の認定によるものとする。

2 業務上とは通勤災害を含むものとする。

(共済の例外)

第4条 業務上の理由による死亡並びに後遺障害が第三者行為によるものである場合には、第2条（共済金額）に定める共済金額と第三者からの自賠責保険金を含む賠償金総額（労災保険給付金相当分を除く）との差額を共済金として支払う。

ただし、その差額が第2条の共済金額の3分の1に満たない場合は、同条の3分の1の共済金を支払う。

2 契約者又はその法定代理人（契約者が法人である場合は、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）の重大な過失に起因する業務上の理由による死亡並びに後遺障害の場合については、厚生共済保障委員会（以下「委員会」という。）において、その都度共済額を決定する。ただし、委員会の決定に不服がある場合には、その通知を受けた日から2週間以内に、本組合に対して書面をもって審査を請求することができる。

3 連続する契約期間（前年度から継続する期間を含む。）が満3か月に満たない場合は、共済金は2分の1相当額とする。

4 掛金の納付にあたり所定人員を虚偽に報告したときは共済金を支払わない。ただし、組合員が書面をもって更正を申し出て、本組合がこれを承認した場合は承認された日以降の共済理由についてはこの限りではない。

- 5 厚生共済保障規程（以下、「共済規程」という。）第4条第2項ただし書きにおいて、重複して加入し契約を引き受けた場合で、その後、共済金請求事由が発生した場合は主たる事務所の請求によりその事業所のみ共済金を支払うものとする。ただし、組合は重複して加入した事業所に対して重複分の共済掛金（以下、「掛金」という。）を返還するものとする。
- 6 第2項に定める契約者又はその法定代理人（契約者が法人である場合は、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）の重大な過失とは、運輸規則第21条（過労防止等）等に違反した場合とし、その過失の度合いに応じて50%までの減額を行うことができる。

（共済金を支払わない場合－その1）

第5条 本組合は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって加入者が被った業務外死亡・業務上死亡・業務上後遺障害については共済金を支払わない。

- （1）契約者又はその法定代理人（契約者が法人である場合はその理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）及びこれらの事業場の責任者の故意
- （2）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- （3）地震若しくは噴火又はこれらによる津波
- （4）核燃料物質（使用済燃料を含む。）若しくは核燃料物質によって汚染されたもの（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
- （5）第1号から第4号までの事由に随伴して生じた事故、又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（共済金を支払わない場合－その2）

第6条 本組合は、次の各号のいずれかに該当する業務上死亡・業務上後遺障害については共済金を支払わない。

ただし、労働基準監督署が業務災害として認定した場合はこの限りではない。

- （1）加入者の故意、又は重大な過失のみによって被った場合
- （2）加入者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って若しくは麻薬・大麻・あへん・覚醒剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で車両を運転している間に被った場合
- （3）風土病による場合

第3章 一般条項

(共済責任の始期及び終期)

第7条 共済責任は4月1日午前0時から翌年3月31日までとする。

ただし、中途契約については契約日の翌日午前0時から翌年3月31日までとする。

2 共済期間が始まった後でも、本組合は、掛金が払い込まれる前に生じた給付事由については共済金を支払わない。

(事故災害等発生時の通知義務)

第8条 業務災害・通勤災害、又はこれらに伴う疾病等が発生した場合は、業務災害等報告書

(様式第4号)を所轄の労働基準監督署に提出する「死傷病報告書」の写しを添えて組合あて速やかに提出しなければならない。

2 前項の災害・疾病等が第三者行為による場合は、所轄の労働基準監督署に提出する「第三者行為災害届」の写しを添えるものとする。

3 前2項が傷病の場合であり、後遺障害第7級までに見込まれないことが明らかと思われる場合にはこの限りではない。

4 第1項、第2項に定める通知を受けることなく、発生日から60日経過したときは本組合は共済しない。

ただし、やむを得ない事由により通知できなかったときはこの限りではない。

(請求手続)

第9条 当組合に対する共済金請求権は、次の時からそれぞれ発生しこれを行行使することができるものとする。

(1) 業務外死亡にあつては、死亡した時

(2) 業務上死亡については、労働基準監督署長が業務上死亡として認定した時(労災保険の支給に関する決定通知がなされた時)

(3) 業務上後遺障害については、労働基準監督署長が業務上後遺障害として障害等級を認定した時(労災保険の支給に関する決定通知がなされた時)

2 共済金を請求する時は、前項に定める請求権発生時からその日を含めて60日以内又は本組合が書面で承認した猶予期間内に、厚生共済保障共済金請求書(様式第5号)に次の書類を添えて、本組合に提出するものとする。

(1) 死亡診断書又は死体検案書、検死調書

(2) 障害を証明する医師の診断書

(3) 在籍証明書

(4) 除籍謄本

(5) 健康保険証(写)又は、健康保険資格取得届(写)

(6) 業務上の理由による死亡並びに後遺障害のときは、その事実を証明することができる書

類

(7) 前記のほか本組合が必要と認めた書類

3 前項の請求は契約者が行う。

(共済金の支払い)

第10条 前条の手続きにより請求があったときから30日以内に共済金を支払うものとする。

ただし、本組合が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払うものとする。

2 共済金は銀行振込みにより支払う。

(時効)

第11条 共済金の支払を受ける権利は、その共済理由が生じてから3年を経過したときは消滅する。

(契約の失効)

第12条 契約者が定款第15条により除名された場合は、その除名の日をもって契約を失効し、掛金は返還しない。

(準拠法)

第13条 この約款に規定のない事項については、関係法令及び本組合の定款並びに共済規程の定めるところによる。

この約款は、令和3年12月3日開催の理事会において約款の一部変更を議決し、当日から適用する。